

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和5年5月26日（金） （午前・ <u>午後</u> ） 3時30分 開会 （午前・ <u>午後</u> ） 4時20分 閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議 長	岡田 春男（大阪学院大学名誉教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、 岡田 春男（大阪学院大学名誉教授）、城谷 星（法人理事長）、 森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、 森 正治（公募市民）、安尾 勝彦（公募市民） 【7人】（敬称略、五十音順）
欠席者	なし
事務局職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井法務コンプライアンス課長 代理兼コンプライアンス係長、南職員、高宮職員【4人】
開催形態	<u>公開</u> / 非公開
議題（案件）	(1) 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について (2) その他
配布資料	議題(1) 資料

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	【開会】
事務局	<p>本日は、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げます。ただ今から、令和5年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会を開催する。</p> <p>本日の委員の出席状況であるが、7人全員が出席しているので、茨木市個人情報保護運営審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立している。</p> <p><事務局職員の紹介></p> <p>本日の審議案件は、昨年度の運用状況の報告についての1件である。この後の議事進行は、審議会規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただく。</p>
岡田会長 事務局	<p>では、議事を進める。本日、傍聴者はいるか。</p> <p>いない。</p>
	【議題(1) 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について】
岡田会長	<p>議題(1) 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><令和5年度個人情報保護制度の運用状況について報告></p>
岡田会長	<p>事務局の説明は終わった。何か質問、意見はないか。</p>
森隆知委員	<p>『自己情報開示等運用状況』で、訂正請求は何番に該当するのか。</p>
事務局	<p>16ページ、10番である。</p>
森正治委員	<p>『自己情報開示等運用状況』のところで、どういうケースで「不存在」となるのか。どういう人が請求して、決定が「不存在」というのは、どういうことか。</p>
事務局	<p>例えば、財布等を落とされて、そこに入れていた印鑑登録証等個人情報を紛失したときに、自分になりすました人が印鑑登録証明書や住民票の写しを取っているのではないかと確認のために開示請求をされて、実際には何も取られていなかったため、不存在決定をしたことがある。</p>
森正治委員	<p>承知した。</p> <p>あと、『開始等告示状況』を見て思ったのだが、実際個人情報をとって、その後の処理が適切にされているかどうかは、どういうふうに確認しているのか。本筋とはずれる話かもしれないが。</p>
事務局	<p>事務を廃止すると、個人情報を新たに集めることはなくなる。</p>
森正治委員	<p>廃止前まで集めていたものは、どうなるのか。具体的にいうと、4番目の「茨木市市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会に関する事務」について、告示をして、実際に個人情報を収集して、この委員会が終わったからおそらく廃止をしている。集めた情報は、どういうふうに破棄されるのか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 森正治委員 事務局 森正治委員 安尾委員	<p>保存年限が決まっているため、保存年限が経過した時点で、市では年に1回5月頃に文書廃棄があるため、そのタイミングで廃棄することになる。どういふうに廃棄しているのか。焼却か、それとも単なる廃棄か。溶解処理をし、事業者からの処理証明を確認している。承知した。</p>
事務局	<p>『個人情報の目的外利用の開始状況』について、事務の名称が並んでいるが、右の利用先を見ると、同じ事務が複数記載されている。こうして見たときに、左側の事務の名称で並べるのか、事務内容から見て複数の事務をまとめて目的外利用を受けた、と表すとか、そういう合理的なやり方ができないだろうか。サービスを利用する市民から見たら、市役所の仕事も多少変わってくるのかなと。個人情報の管理そのもの話ではないが、こういう事務も効率的にできたら嬉しいと思うが。</p>
事務局 森正治委員 事務局	<p>表の作り方としては、利用先をメインに持ってきた方がおっしゃるとおり分かりやすいと思われるため検討する。</p> <p>安尾委員の御指摘は、表もさることながら本来の事務処理についても。事務処理については、個人情報利用課が依頼して、保有課が、許可をする形になるため、どういう形でその事務手続を効率的にできるか、検討させていただきたい。</p>
安尾委員 事務局	<p>起案、受付、保管…と、多くの人に関わっているイメージが湧いたので。現状では、利用課は、依頼に係る起案を一つ上げ、複数の情報を利用するときはそれぞれの課に依頼をして、依頼を受けたそれぞれの課が、起案して返している。</p>
岡田会長	<p>関連して、2の表題は『個人情報の目的外利用に係る開始状況』としたら、内容と一致するのでは。中身は、安尾委員の指摘のとおり、工夫されたいと思う。</p>
今枝委員 事務局 今枝委員 事務局	<p>『個人情報の外部提供の状況』11ページの下から3番目で、外部提供の根拠・目的欄に「診療履歴の照会」とあるが、外部提供先を書いていない。他のものは、法令等どういう根拠で提供するか分かりやすいのだが。これは本人同意に基づいているもののため、こういう記載にしている。承知した。10ページの「身上調査」も分かりにくい。実際には、例えば、犯罪歴がないのが資格取得の法律上の条件になっている場合、市に照会があって、回答することがある。</p>
今枝委員	<p>承知した。</p>
森正治委員 岡田会長	<p>12ページに「事務の名称なし」が3件あるが、どういうことか。</p> <p>個人情報取扱事務を開始するときには告示をするが、告示した名称はないということか。</p>
事務局	<p>取扱事務として収集した個人情報ではなくて、当初想定はしてなかったが、結果的に個人情報を収集していたものと思われる。商工労政課による</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	補助金で、補助金自体は個人ではなく団体に対して給付するものであったが、法令根拠によって外部提供をすることになったときに、その書類の中に個人情報があったところかと。確認し、改めてご回答する。団体向けの補助金に係る個人情報取扱事務の手続は全てを手續していないのが現状である。
事務局	取扱事務の告示段階と、収集した個人情報の廃棄処分との時間的なずれで、該当する事務がないということで、そういう表現にしたのか。
岡田会長	そうではなく、個人情報を収集する事務という認識がない。団体向けの補助金で、添付書類の中に個人事業主の個人情報が記載されていることがあるが、そこまで個人情報取扱事務として網羅しきれていなかった。いつも取扱事務の開始手續をどこまでしたらいいのかは悩むところであって、実際に運用していく上で、難しさを感じているところである。
事務局	ともかくとして、「事務の名称なし」ではなく何か工夫されたい。
岡田会長	いただいた御意見を反映して、公表することとする。
事務局	この事務の名称は、『個人情報取扱事務の開始等告示状況』の事務の名称と必ず一致にしなければいけないのか。
岡田会長	これまではそのように運用してきたところであるが、告示した事務の名称と必ずしも一致しなくても、実務として行っている事務の名称を入れるような形で対応させていただく。
浦野委員	森委員がおっしゃったように、市民が見たときに「事務の名称なし」だと分かりにくいので。私たち委員は、事務局に質問して、疑問を解くことができるが。他に何かあるか。
城谷委員	特にございませぬ。
事務局	この審議会に諮問される案件は、担当課が個人情報について検討した上で、各担当課の内規等に照らしたときに該当しないものということか。4月以降は制度が少し変わっているが、これまでの制度で言うと、外部提供や目的外利用をする際には、本人同意や法令根拠がある等条例で決められた事項に該当するときに、担当課が起案処理をしてきた。条例で定められた事項に当てはまらないが、外部提供、目的外利用をする必要があるときに、この審議会でご審議いただいていた。
城谷委員	ということは、各担当課ではそれぞれもっと細かい話があるということか。審議会の範囲外の問題であるが。
事務局	はい。各課で処理した後に、ここに取りまとめた形で載せている。
城谷委員	承知した。
岡田会長	他に無いようであれば、先ほどの名称の件を森両委員、安尾委員に確認してもらえれば。
森隆知委員 事務局	個人情報の外部提供の状況の一覧について、順番には規則性があるのか。左側の事務をしている課等について、庁内の機構順である。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森隆知委員 事務局	では、なぜ「事務の名称なし」がここにくるのか。 事務を所管する担当課順のため、機構順でいくと商工労政課がこの並びになる。
森隆知委員	なるほど。少し考えたのだが、この「事務の名称なし」を最後にして、名前を工夫するのはどうか。基本的には、告示した事務の名称に基づいて行っているけれども、本来とは違う形で情報を出しているため、別枠で書いてもいいかなど。
安尾委員 事務局	代表的なものを書いているとのことだったが、発生順で書いている訳ではないのか。 発生順に記載しているものを、最終的に取りまとめた際に、機構順に整理し直している。
岡田会長	他に質問等はあるか。議題1の「個人情報保護制度の運用状況について」報告を受け、確認したので、事務局からこの内容で公表することとする。
岡田会長 事務局	【議題(2)その他】 その他事務局から何かあるか。 本年度から、法改正によって、本審議会の諮問事項が一部変更されているため、今後の審議会の開催について事務局から説明したい。 これまで、前年度の個人情報の取扱い等の運用状況について、年度当初に報告してきたが、今年度からは報告回数を2回に増やし、中間報告をさせていただければと考えている。 なお、中間報告の開催時期は上半期終了後の10月～11月頃を予定している。また、今年度から新たに個人情報の取扱状況について内部監査を実施することとなった。これまでマイナンバーについては内部監査を行っていたが、範囲を広げて個人情報についても行うこととなるので、その状況や個人情報の取扱いに関する研修等の実施状況に関しても併せて報告することを検討している。 なお、従前からお願いしていた特定個人情報保護評価書の第三者点検や、個人情報保護制度に関する重要事項については、案件が出たら、その都度ご審議をお願いしたいと考えている。今年度中に2件、同時期に第三者点検を行う予定があるので、実施時期が決まり次第、改めて日程調整をさせていただきたい。 事務局からは以上である。
岡田会長	本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。 【閉会】

以上